

三 資本金又は出資の総額	四 営業開始予定期日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 倉庫に関する書類
イ 倉庫明細書(第一号様式)及び第三条第八号に掲げる倉庫にあつては、冷蔵施設明細書(第二号様式)	ロ 倉庫及びその敷地(水面を含む。以下同じ。)についての使用権原を証する書類ハ 倉庫が第三条の三第二号及び第三条の四から第三条の十一までの基準に適合していることを証するものとして国土交通大臣の定める書類
二 倉庫の平面図、立面図及び断面図	ホ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図
イ ベークル登記事項証明書	二 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
ロ 役員が法第六条第一項第一号及び第二号の事由(以下「欠格事由」という。)に該当しない旨の宣誓書	三 設立中の法人にあつては、次に掲げる書類
イ 設立趣意書	ロ 定款(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)
四 個人にあつては、次に掲げる書類	ハ 発起人又は役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書
イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し	ニ 株式の引受又は出資の状況及び見込を記載した書類
ロ 申請者が欠格事由に該当しない旨の宣誓書	四 土地からの水分の浸透及び床面の結露を防ぐため、床に国土交通大臣の定める防湿措置が講じられていること。
ハ 資産調書	五 土地からの水分の浸透及び床面の結露を防ぐため、床に国土交通大臣の定める防湿措置が講じられていること。
（倉庫の種類）	六 倉庫の設けられている建物が、耐火性能又は防火性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること。
第三条 法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める倉庫の種類は、次のとおりとする。	一 一類倉庫
二 二類倉庫	

三 三類倉庫	四 野積倉庫
五 水面倉庫	六 貯蔵槽倉庫
七 危険品倉庫	八 冷蔵倉庫
九 特別の倉庫	十 登録簿の様式
（倉庫の基準）	（登録簿の様式）
第三条の二 法第五条第一項の規定による登録簿は、第三号様式によるものとする。	第三条の三 第三条第一号から第九号までに掲げる倉庫に係る法第六条第一項第四号の倉庫の施設又は設備の基準(以下「施設設備基準」といいう。)は、次のとおりとする。
一 申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること。	二 第三条各号に掲げる倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定に適合していること。
三 一類倉庫	三 一類倉庫
四 二類倉庫	四 二類倉庫
五 三類倉庫	五 三類倉庫
六 四類倉庫	六 四類倉庫
七 五類倉庫	七 六類倉庫
八 六類倉庫	八 七類倉庫
九 七類倉庫	九 八類倉庫
一〇 八類倉庫	一〇 九類倉庫
（野積倉庫）	（野積倉庫）
第三条の七 野積倉庫は、別表に掲げる第四類物品又は第五類物品を保管する倉庫とする。	第三条の八 水面倉庫は、別表に掲げる第五類物品を保管する倉庫とする。
（水面倉庫）	（水面倉庫）
第三条の九 貯蔵槽倉庫は、別表に掲げる第一類物品及び第二類物品のうちばらの物品並びに第三類槽に定めるもののほか、次とのおりとする。	一 水面であつてその周囲が築堤その他の国土交通大臣の定める工作物をもつて防護され、有する工作物であること。
（貯蔵槽倉庫）	二 高潮等による保管する物品の流失を防止するため、周囲の防護施設に保管する物品を係留する等の措置が講じられていること。
第三条の十 危険品倉庫は、別表に掲げる第七類物品・危険物(消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項の危険物をいう。同表において同じ。)同法第九条の四第一項の指定数量未満のものに限る。)又は高圧ガス(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高压ガスをいう。同表において同じ。)を保管する倉庫とする。	三 国土交通大臣が定める防犯上有効な設備を有していること。
（危険品倉庫）	四 建物の屋上を野積倉庫として用いる場合にあつては、当該屋上の床の強度が国土交通大臣の定める基準に適合しているとともに、保管する物品が屋上から落下することを防ぐ措置が講じられること。
（野積倉庫）	五 宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。
（水面倉庫）	六 倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。
（貯蔵槽倉庫）	七 危険物等を取り扱う施設その他の国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあつては、国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること。
（登録簿の様式）	八 倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。
（特别の倉庫）	九 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第六条に定めるところにより消防器具等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。
（特别の倉庫）	一〇 倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。

二 一類倉庫	三 二類倉庫
四 三類倉庫	五 四類倉庫
六 五類倉庫	六 六類倉庫
七 七類倉庫	七 八類倉庫
八 八類倉庫	八 九類倉庫
九 九類倉庫	九 一〇類倉庫
一〇 一〇類倉庫	（野積倉庫）
（野積倉庫）	（野積倉庫）
第三条の七 野積倉庫は、別表に掲げる第四類物品又は第五類物品を保管する倉庫とする。	第三条の九 貯蔵槽倉庫は、別表に掲げる第一類物品及び第二類物品のうちばらの物品並びに第三類槽に定めるもののほか、次とのおりとする。
（野積倉庫）	一 土地に定着し、かつ、周壁により密閉された貯蔵槽倉庫とする。
第三条の六 三類倉庫は、別表に掲げる第三類物品、第四類物品又は第五類物品を保管する倉庫とする。	二 貯蔵槽倉庫に係る施設設備基準は、第三条の二に定める基準に適合していること。
（三類倉庫）	三 三に定めるもののほか、次のとおりとする。
第三条の五 二類倉庫は、別表に掲げる第二類物品、第三類物品、第四類物品、第五類物品又は第六類物品を保管する倉庫とする。	一 土地に定着し、かつ、周壁により密閉された貯蔵槽倉庫であること。
（二類倉庫）	二 土地に定着し、かつ、周壁の側面及び底面の強度が国土交通大臣の定める基準に適合していること。
第三条の六 三類倉庫は、別表に掲げる第三類物品、第四類物品又は第五類物品を保管する倉庫とする。	三 三に定めるもののほか、次のとおりとする。
（三類倉庫）	一 土地に定着し、かつ、周壁により密閉された貯蔵槽倉庫であること。
第三条の九 貯蔵槽倉庫は、別表に掲げる第一類物品及び第二類物品のうちばらの物品並びに第三類槽に定めるもののほか、第三条の四第二項各号(第三号から第六号まで及び第十一号を除く。)の基準に適合していることとする。ただし、鋼材その他の重量物の保管のため、天井走行クレーン等の固定荷役機械を設置しており、周囲に壁を設けることができない倉庫にあつては、国土交通大臣が別に定めるところによることとする。	二 周壁の側面及び底面の強度が国土交通大臣の定める基準に適合していること。
（貯蔵槽倉庫）	三 三に定めるもののほか、次のとおりとする。
第三条の十 危険品倉庫は、別表に掲げる第七類物品・危険物(消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項の危険物をいう。同表において同じ。)同法第九条の四第一項の指定数量未満のものに限る。)又は高圧ガス(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高压ガスをいう。同表において同じ。)を保管する倉庫とする。	一 土地に定着し、かつ、周壁により密閉された貯蔵槽倉庫であること。
（危険品倉庫）	二 土地に定着し、かつ、周壁の側面及び底面の強度が国土交通大臣の定める基準に適合していること。
第三条の七 野積倉庫は、別表に掲げる第四類物品又は第五類物品を保管する倉庫とする。	三 三に定めるもののほか、土地に定着した工作物において同じ。同法第九条の四第一項の指定数量未満のものに限る。又は高圧ガス(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高压ガスをいう。同表において同じ。)を保管する倉庫とする。
（野積倉庫）	四 建物の屋上を野積倉庫として用いる場合にあつては、当該屋上の床の強度が国土交通大臣の定める基準に適合しているとともに、保管する物品が屋上から落下することを防ぐ措置が講じられること。
第三条の八 水面倉庫は、別表に掲げる第五類物品を保管する倉庫とする。	五 宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。
（水面倉庫）	六 倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。
第三条の九 貯蔵槽倉庫は、別表に掲げる第一類物品及び第二類物品のうちばらの物品並びに第三類槽に定めるもののほか、次とのおりとする。	七 危険物等を取り扱う施設その他の国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあつては、国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること。
（貯蔵槽倉庫）	八 倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。
第三条の十 危険品倉庫は、別表に掲げる第七類物品・危険物(消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項の危険物をいう。同表において同じ。)同法第九条の四第一項の指定数量未満のものに限る。)又は高圧ガス(高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高压ガスをいう。同表において同じ。)を保管する倉庫とする。	九 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第六条に定めるところにより消防器具等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。
（危険品倉庫）	一〇 倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めることは、当該施設が、国土交通大臣の定めることにより区画されていること。

四 冷蔵倉庫にあつては、当該営業所その他の事業所の倉庫の冷蔵室ごとの保管温度	五 法第二十五条の五の認定トランクルームにあつては、第二十条第三項に定めるトランクルーム認定証（第七号様式）
（公衆の閲覧の方法）	（公衆の閲覧に供することを要しない場合）
第七条の二 法第九条に規定する公衆の閲覧は、倉庫業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	第七条の三 法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合	一 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合
二 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	（倉庫管理主任者）
（倉庫業者は、倉庫ごとに一人の倉庫管理主任者を置かなければならない。ただし、次に掲げる倉庫にあつては、同一の者をもつて当該倉庫に係る倉庫管理主任者とすることができる。同一の敷地内に設けられている倉庫その他の機能上一体の倉庫とみなされる複数の倉庫は、同一の営業所その他の事業所が直接管理又は監督している複数の倉庫（同一都道府県の区域内に存在するものに限る。）であつて、それらの有効面積（国土交通大臣の定める倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通大臣の定めるところにより換算した値）の合計（認定トランクルームが当該複数の倉庫に含まれる場合には、当該認定トランクルームに係る床面積の合計を除く。）が国土交通大臣の定める値以下であるもの）	第八条 倉庫業者は、倉庫ごとに一人の倉庫管理主任者を置かなければならない。ただし、次に掲げる倉庫にあつては、同一の者をもつて当該倉庫に係る倉庫管理主任者とすることができる。同一の敷地内に設けられている倉庫その他の機能上一体の倉庫とみなされる複数の倉庫は、同一の営業所その他の事業所が直接管理又は監督している複数の倉庫（同一都道府県の区域内に存在するものに限る。）であつて、それらの有効面積（国土交通大臣の定める倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通大臣の定める値以下であるもの）

第九条 倉庫業者の選任する倉庫管理主任者は、講習を修了した者	第九条 倉庫業者の選任する倉庫管理主任者は、倉庫の管理の業務に関して三年以上の実務経験を有する者
四 国土交通大臣が第一号から前号までに掲げるものと同等以上の知識及び能力を有すると認める者は、次の各号に掲げる事項を記載し	四 国土交通大臣が第一号から前号までに掲げるものと同等以上の知識及び能力を有すると認める者は、次の各号に掲げる事項を記載し
（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしよ	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしよ
うとする者は、次の各号に記載した書類	うとする者は、次の各号に記載した書類

（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしよ	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしよ
うとする者は、次の各号に記載した書類	うとする者は、次の各号に記載した書類
（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）	（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）
（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）

（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしよ	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしよ
うとする者は、次の各号に記載した書類	うとする者は、次の各号に記載した書類
（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）	（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）
（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）

(発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請)

第十六条 法第十八条第二項の認可を申請しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書又は分割認可申請書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 当事者の名称、住所及び代表者の氏名
二 合併又は分割の方法及び条件
三 合併又は分割予定期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し及び合併比率説明書又は分割契約書(新設分割の場合につては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書

二 合併又は分割により承継する営業所及び倉庫の名称の新旧対照表

三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類

イ 集荷見積書(第四号様式)
ロ 見積損益計算書(第五号様式)
ハ 定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)
ニ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類

イ 集荷見積書(第四号様式)
ロ 見積損益計算書(第五号様式)
ハ 定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)
ニ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類

イ 集荷見積書(第四号様式)
ロ 見積損益計算書(第五号様式)
ハ 定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)
ニ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類

イ 集荷見積書(第四号様式)
ロ 見積損益計算書(第五号様式)
ハ 定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)
ニ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類

イ 集荷見積書(第四号様式)
ロ 見積損益計算書(第五号様式)
ハ 定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)
ニ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類

イ 集荷見積書(第四号様式)
ロ 見積損益計算書(第五号様式)
ハ 定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)
ニ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類

イ 集荷見積書(第四号様式)
ロ 見積損益計算書(第五号様式)
ハ 定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)
ニ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

三 合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類

イ 集荷見積書(第四号様式)
ロ 見積損益計算書(第五号様式)
ハ 定款(会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの)
ニ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

の届出書に戸籍抄本及び相続人が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

一 トランクルームの性能を發揮させるための設備を明らかにする書類

二 トランクルームに配置された倉庫管理主任者が第九条第一項各号に掲げる要件のうちいずれか一の要件を満たす者である旨を記載した書類

(申請)

うとする者は、氏名及び住所を記載した発券倉庫相続認可申請書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 トランクルームの認定の申請

二 変更に係る認定トランクルーム及び当該認定トランクルームを所管する営業所の名称及び位置

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一 集荷見積書(第四号様式)
二 見積損益計算書(第五号様式)
三 資産調書

一 トランクルームの性能を發揮させるための設備を明らかにする書類

二 トランクルームに配置された倉庫管理主任者が第九条第一項各号に掲げる要件のうちいずれか一の要件を満たす者である旨を記載した書類

(申請)

二 変更しようとする事項及び変更予定期日

二 変更に係る認定トランクルーム及び当該認定トランクルームを所管する営業所の名称及び位置

二 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 集荷見積書(第四号様式)
二 見積損益計算書(第五号様式)
三 資産調書

二 トランクルーム変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

(行政手続法第十七條第一項の規定により当該

2	この省令の施行前にした申請に係る運輸大臣の権限であつて、この省令による改正後の倉庫業法施行規則第一条第一項及び第二項の規定により新たに地方運輸局長（海運監理部長を含む。）が行うこととなつたものについては、改正後のこれらの規定にかかるわらず、なお運輸大臣が行う。
附 則	（平成六年三月二九日運輸省令第 一一号）抄
（施行期日）	この省令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則	（平成六年九月三〇日運輸省令第 四六号）抄
（施行期日）	この省令は、平成六年十月一日から施行する。
第一条	この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
（聽聞に関する規定の整備に伴う経過措置）	この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聽聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。
附 則	（平成七年四月一四日運輸省令第 二五号）
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七号様式及び第八号様式の改正規定は、平成七年四月を起算月とする四半期の期末倉庫状況並びに受寄物出入庫高及び保管残高に係る報告から適用する。
附 則	（平成七年六月二三日運輸省令第 三七号）抄
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成八年二月二七日運輸省令第 一〇号）抄
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成九年三月一八日運輸省令第 一二号）
（施行期日）	この省令は、高压ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附 則	（平成九年七月九日運輸省令第四 七号）
（施行期日）	この省令は、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日（平成九年七月二十日）から施行する。
附 則	（平成一〇年三月一三日運輸省令第 第八号）
（施行期日）	この省令は、平成十年四月一日から施行する。
附 則	（平成一一一年九月三〇日運輸省令第 第四三号）抄
（施行期日）	この省令は、平成十一年十月一日から施行する。
附 則	（平成一二年一月二九日運輸省 令第三九号）抄
（施行期日）	この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則	（平成一三年三月一五日国土交通 省令第三七号）
（施行期日）	この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則	（平成一四年一月三一日国土交通 省令第三号）
（施行期日）	この省令は、この省令による改正後のそれぞれの文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれらを使用することができます。
第一条	この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。
附 則	（平成二九年六月一五日国土交通 省令第五四号）
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成二九年六月一九日国土交通 省令第五七号）
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成二九年六月二八日国土交通 省令第九八号）抄
（施行期日）	この省令は、令和三年一月一日から施行する。
附 則	（平成一四年六月二八日国土交通省 令第二一号）
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（令和二年一二月二三日国土交通 省令第九八号）抄
（施行期日）	この省令は、令和二年一二月二三日国土交通省令による改正前の倉庫業法第三条の登録を受けたものとのみなされた者に係る登録簿については、当分の間、この省令による改正後の倉庫業法施行規則第三条の二の規定を適用しない。
附 則	（平成一四年六月二八日国土交通省 令第三八号）
（施行期日）	この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成九年三月一八日運輸省令第 一二号）
（施行期日）	この省令は、高压ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附 則	（平成一七年三月七日国土交通省 令第一二号）抄
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附 則	（平成一八年四月二八日国土交通省 令第五八号）
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
附 則	（平成一八年四月二八日国土交通省 令第二六号）抄
（施行期日）	この省令は、令和六年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則	（令和六年三月二九日国土交通省 令第二六号）抄
（施行期日）	この省令は、令和六年三月二九日国土交通省令による改正前の省令の規定による登録を受けたものとのみなされた者に係る登録簿については、当分の間、この省令による改正後の倉庫業法施行規則第三条の二の規定を適用しない。
附 則	（令和二年一二月二三日国土交通 省令第九八号）抄
（施行期日）	この省令は、令和二年一二月二三日国土交通省令による改正前の省令の規定による登録を受けたものとのみなされた者に係る登録簿については、当分の間、この省令による改正後の倉庫業法施行規則第三条の二の規定を適用しない。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（令和三年五月三一日国土交通省 令第三八号）
（施行期日）	この省令は、令和三年五月三一日国土交通省令による改正前の省令の規定による登録を受けたものとのみなされた者に係る登録簿については、当分の間、この省令による改正後の倉庫業法施行規則第三条の二の規定を適用しない。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（令和三年六月一日）
（施行期日）	この省令は、令和三年六月一日から施行する。
第一条	この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。
附 則	（令和六年一月十九日国土交通省 令第二号）抄
（施行期日）	この省令は、令和六年一月十九日国土交通省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

1	この省令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
附 則	（平成一七年三月七日国土交通省 令第一二号）抄
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（令和六年三月二九日国土交通省 令第二六号）抄
（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。
第一条	この省令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則	（令和六年三月二九日国土交通省 令第二六号）抄
（施行期日）	この省令は、令和六年四月一日から施行する。
第一条	この省令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則	（令和二年一二月二三日国土交通 省令第九八号）抄
（施行期日）	この省令は、令和二年一二月二三日国土交通省令による改正前の省令の規定による登録を受けたものとのみなされた者に係る登録簿については、当分の間、この省令による改正後の倉庫業法施行規則第三条の二の規定を適用しない。
附 則	（令和二年一二月二三日国土交通 省令第九八号）抄
（施行期日）	この省令は、令和二年一二月二三日国土交通省令による改正前の省令の規定による登録を受けたものとのみなされた者に係る登録簿については、当分の間、この省令による改正後の倉庫業法施行規則第三条の二の規定を適用しない。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（令和三年五月三一日国土交通省 令第三八号）
（施行期日）	この省令は、令和三年五月三一日国土交通省令による改正前の省令の規定による登録を受けたものとのみなされた者に係る登録簿については、当分の間、この省令による改正後の倉庫業法施行規則第三条の二の規定を適用しない。
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（令和三年六月一日）
（施行期日）	この省令は、令和三年六月一日から施行する。
第一条	この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。
附 則	（令和六年一月十九日国土交通省 令第二号）抄
（施行期日）	この省令は、令和六年一月十九日国土交通省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

出	外壁にあら出入口
入	窓仕切にあらある出入口
口	防災壁にある出入口
消	火 設 廉
園	防 設 廉
設	防 設 廉
施	通 勝 廉
備	そ の 設 廉
充	充

第二回目(第2章、第3章、第4章合併)(行間で改行)・第2回	
第2回 目次	
(その一) 井戸物語	
義 理 的 的 方 式	
事 業 的 的 方 式	
信 頼 的 的 方 式	
注 意 的 的 方 式	
注記: 2つ以上の方式を組み合わせて用いる場合	
当面の問題を解決するための手段としての 問題解決のための手段としての 問題解決のための手段としての 問題解決のための手段としての	
主 な 方 式	
ア ク シ ブ 方 式	
イ ン テ ラ ク シ ブ 方 式	
内 部 的 的 方 式	
外 部 的 的 方 式	
被 害 的 的 方 式	
公 開 的 的 方 式	
表 示 的 的 方 式	
指 導 的 的 方 式	
訓 導 的 的 方 式	

(注意)

- 当該冷凍庫は冷凍室との連絡状態の欄は、当該冷凍庫に係る冷凍室の名称を記載すること。
- プリンタ用紙面に記載する欄は、替算箇頭による冷凍方式の場合に限り記載すること。
- 液被装置の欄は、当該冷凍庫に係る液被装置がある場合に限り記載すること。
- 製氷装置の欄は、当該冷凍庫に係る製氷装置がある場合に限り記載すること。
- 導管装置の欄は、当該冷凍庫に係る導管装置に冷却器が配設されている場合に限り記載すること。

第三号様式（第3条の2関係）

第六條、第一項、第18條、第15條、第10條、第四號樣式（第4條、第10條、第15條、第18條）

第五号様式（第10条、第15条、第16条、第18条関係）

（3）「従事の職務及び業務運営」等の既存商品・サービスについて、技術又はノウハウにより新商品を販売する心配にあつては、前記立てて、販売権に付帯する既存商品を供給するものにあつては取締社にて記載すること。
トランクルームにあつては、既存商品上に付する下部要素の間に付ける旨を記載してトランクルームの技術又はノウハウを記入すること。

第六号様式（第4条、第15条関係）

4番) 第七号様式(第20条関係)(日本産業規格A列)

第八号様式（第24条関係）

科目	人	日	金	元
公共设施及设备				
开办费				
办公用品及耗材				
差旅费				
会议费				
培训费				
福利费				
水电费				
邮电费				
取暖费				
物业管理费				
租赁费				
其他				
小计				
人				
下料费				
材料费				
外购件及外协件				
修理费				
低值易耗品摊销				
其他				
小计				
小计				
总计				

1 企画B2、1,000円単位とすること。
2 中高生の事業会社を対象として通常の1年間につい

〔研究費の「その他の」報酬と費用を含む、「研究会員」の報酬は研究会員の報酬を計上せること。
3. 「報酬会員」の「報酬」の額は、それまでの研究会員の報酬を以てし、「導入会」の額は、導入会、導入部会及びその料金を算すること。

七号様式（第20条関係）（日本産業規格A列4番）（平成14年文令5・通36、平成14年文

トランクルーム認定証

年 度	期 間	販 賣 額 （ 萬 圓 ）	販 賣 量 （ 公 噸 ）	利 潤 率 （ % ）	利 潤 （ 萬 圓 ）		利 潤 率 （ % ）
					販 賣 額 （ 萬 圓 ）	利 潤 （ 萬 圓 ）	
1980	1月	120	12	20	120	24	20
1980	2月	120	12	20	120	24	20
1980	3月	120	12	20	120	24	20
1980	4月	120	12	20	120	24	20
1980	5月	120	12	20	120	24	20
1980	6月	120	12	20	120	24	20
1980	7月	120	12	20	120	24	20
1980	8月	120	12	20	120	24	20
1980	9月	120	12	20	120	24	20
1980	10月	120	12	20	120	24	20
1980	11月	120	12	20	120	24	20
1980	12月	120	12	20	120	24	20
1981	1月	120	12	20	120	24	20
1981	2月	120	12	20	120	24	20
1981	3月	120	12	20	120	24	20
1981	4月	120	12	20	120	24	20
1981	5月	120	12	20	120	24	20
1981	6月	120	12	20	120	24	20
1981	7月	120	12	20	120	24	20
1981	8月	120	12	20	120	24	20
1981	9月	120	12	20	120	24	20
1981	10月	120	12	20	120	24	20
1981	11月	120	12	20	120	24	20
1981	12月	120	12	20	120	24	20

第九号様式（第24条関係）

成すること。
2. 水没地帯の被災者の慰めと支援、その聲を「福島」の間に共有すること。
3. 災害教訓を残し、復興は日暮は暮として記憶し、その聲を「福島」の間に共有すること。
4. 「会員」の間に、水没地帯にちかづけたことを学び、その心を意識にあてはめ、第一回津波水の記事のみで

第十号様式（第24条関係）

(1980年6月1日、昭和55年6月1日施行) 第二十九条(第十九条の二の二) 第二十一条(第十九条の二の二) 第二十二条(第十九条の二の二)